第23期第６回高知海区漁業調整委員会議事録

１　**開催日時**　令和８年１月 27 日（火）　14 時 00 分から 14 時 30 分まで

２　**開催場所**　高知市丸ノ内二丁目１番 10 号　高知城ホール　２階　「中会議室」

３　**出席委員**　木下清、石田実、浦尻和伸、澳本健也、澳本康之、小笠原利幸、川田一成（リモート）、柴田孝夫、竹内眞澄、問可柾善（リモート）、中澤芳江、前田嘉広、濵町明恵（計 13 名）

欠席委員　堀美菜、川竹佳子

署名委員　前田嘉広、竹内眞澄

県出席者　水産振興部　山下部長、浜渦副部長、津野漁業管理課長、水産政策課谷口主幹、梶水産試験場増養殖環境課長、池部研究員

事務局　飯田事務局長、木村次長、永野チーフ、宮澤主幹

４　**審議事項**

第１号議案　漁業権の変更の免許について（すくも湾漁協　共同漁業権）

第２号議案　浦ノ内湾におけるあさりの採捕に係る委員会指示について

５　**議事内容**

飯田事務局長　ただ今より第６回高知海区漁業調整委員会を開催いたします。

本日の会議ですが、委員定数 15 名の内、出席委員 13 名で、高知海区漁業調整委員会会議規則第４条により会が成立していることをご報告いたします。なお、川田委員と問可委員はリモートでの参加となっています。

それでは会長、よろしくお願いします。

木下会長　皆さん、こんにちは。委員の皆様方には、お忙しいところ、ご出席いただきましてありがとうございます。

それでは、はじめに水産振興部長さんから、ごあいさつをお願いします。

山下部長　１月末になりまして、遅ればせながら新年明けましておめでとうございます。どうぞよろしくお願いします。また、本日はご多用中のところ出席いただきましてありがとうございます。今日は本年初めての会となりますのでよろしくお願いします。

先日のニュースで去年の夏は、観測史上最も暑い夏だったということで、漁業にも影響がでております。養殖ではぶりが高水温で成長が悪いことや、漁船漁業では魚種が変わって、これまで獲れていた魚が獲れなくなり、まぐろが多くなったりしています。県としてもこの高水温対策をこれからやらなければいけないと考えていまして、例えば、養殖であれば、新たに生け簀を深くする計画を作る漁協を支援したり、新たな養殖魚種の研究などを進めてまいりたいと考えています。漁船漁業については、色々な

魚種を対象としたマルチ漁業への支援を昨年からやっているので引き続きご活用いただければと考えています。また、最近は寒くなってきまして、昨年に続き、四万十川のスジアオノリが穫れることを願っています。

それでは、本日の議案は２件でございます。

第１号議案の「漁業権の変更の免許について（すくも湾漁協　共同漁業権）」は、すくも湾漁協の共同漁業権の関係地区における漁業者数の減少に伴い、関係地区の範囲を広げる免許の変更について、ご意見を伺うものです。

第２号議案の「浦ノ内湾におけるあさりの採捕に係る委員会指示について」は、浦ノ内湾の天皇洲周辺の「あさり」の採捕禁止に関する委員会指示の有効期間が、令和８年３月 31 日までとなっておりますので、引き続き１年間継続することについて、お諮りするものでございます。

詳細につきましては、後程、事務局からご説明しますので、十分なご審議をよろしくお願いいたします。誠に簡単ではございますが、開会の挨拶といたします。

ありがとうございました。

木下会長

それでは、本日の欠席委員の報告をいたします。本日の欠席委員は、堀委員です。

続きまして、議事録署名委員についてですが、本日の議事録署名委員は、前田委員と竹内委員にお願いします。

それでは議題に入ります。

第１号議案「漁業権の変更の免許について（すくも湾漁協　共同漁業権）」事務局からの説明を求めます。

永野チーフ

それでは、第１号議案　「漁業権の変更の免許について（すくも湾漁協共同漁業権）」についてご説明いたします。

資料の１を、お願いいたします。１枚めくっていただきまして、１ページの諮問文をお願いします。資料の諮問文の日付けが令和７年となっていますが、令和８年の間違いです。申し訳ございません。それでは諮問文を朗読します。

７高漁管第 880 号　高知海区漁業調整委員会　様。令和７年８月 19 日付け高知県告示第 530 号で公示された共同漁業権について、すくも湾漁業協同組合から変更申請がありましたので、漁業法第 76 条第３項で準用する第 70 条の規定により諮問します。令和８年１月 19 日　高知県知事　濵田省司。

資料２ページから５ページ目は、免許の告示案でございます。

資料の６ページをお願いします。漁業権免許に関するフローです。上半

分が海区漁場計画に関する部分で、下半分が免許に関する部分となっております。

今回の免許の変更は、すくも湾漁協が有する一部の共同漁業権について、関係地区の漁業者数が減少したことから、関係地区の範囲を広げることで、漁場の有効活用することを目的として行われるものです。

令和７年３月から漁場計画変更案の作成から順に手続を行い、令和７年８月 19 日に漁場計画の変更内容を公示いたしました。この漁場計画変更に伴い、令和７年 12 月 19 日にすくも湾漁協から変更免許の申請がありました。

本日の審議の結果、免許することが適当であるとの答申をいただきましたら、２月３日の高知県公報に免許の関係地区の変更を掲載する予定です。

７ページから 13 ページまでは、変更内容の新旧対照表になります。

第２回の委員会でご説明したとおり、共同漁業権の関係地区で大月町の龍ヶ迫及び芳ノ沢地区となっている漁業権について宿毛市小筑紫町栄喜地区を関係地区として追加すること、また、宿毛市沖の島の母島、弘瀬及び鵜来島地区がそれぞれ関係地区となっている区域について関係地区を統合し、宿毛市沖の島と変更するものです。

14 ページの「共同漁業権の変更に係る関係組合員の同意及び総会の決議の結果」をお開きください。

「第一種共同漁業権を有する漁協が団体漁業権を変更しようとするときは、総会の決議前にその組合員のうち、当該漁業権の内容たる漁業を営む者であって当該漁業権の関係地区の区域内に住所を有するものの３分の２以上の書面による同意を得なければならない」と漁業法 108 条で定められております。

下記の表は、関係地区における同意の状況をお示ししたものです。いずれの関係地区でも３分の２以上の書面による同意を得ております。

また、その下の表をご覧ください。漁業権の変更については、水産業協同組合法第 50 条に基づく総会の特別決議が必要とされています。正組合員の２分の１の出席及び議決権の３分の２以上の多数による議決のいずれも満たしており、総会の特別決議の要件を満たしております。

15 ページと 16 ページは、漁業法の関係条文を抜粋したものになります。参考までにご覧ください。

説明は以上でございます。ご審議をよろしくお願いいたします。

木下会長　ただ今の事務局説明について、ご意見、ご質問はございませんか。

浦尻会長代理　すくも湾漁協のことですが、海区漁業調整委員会の中でも宿毛湾の漁場

	を見たことがない人もたくさんいますので、説明するときにはわかりやすく、例えば、すくも湾漁協は合併したが漁業権は旧地区のままであった。資格審査を厳正にしたら正組合員がいなくなる。そうすると漁業権が抹消される。そのため、隣の地区と隣の地区をくっつけて漁業権が守られるようにした。きついことを言うつもりはありませんが、もう少しわかりやすくしてください。
飯田事務局長	今後そのような形でわかりやすく説明するよう心掛けます。
澳本康之委員	地図で見れる方がわかりやすいと思う。
木下会長	他にございませんか。
木下会長	他にご意見もないようでございますので、お諮りいたします。 第１号議案「漁業権の変更の免許について（すくも湾漁協　共同漁業権）」は原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。 「異議なし」という者あり。
木下会長	ご異議ないようですので、第１号議案は、原案が適当であると、答申いたします。 続きまして、第２号議案「浦ノ内湾におけるあさりの採捕に係る委員会指示について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。
宮澤主幹	それでは、第４号議案　浦ノ内湾におけるあさりの採捕に係る委員会指示について説明いたします。 当該委員会指示は、資源量が著しく減少している浦ノ内湾のあさりについて、資源を回復させるため、平成 24 年から毎年指示を行っているものです。現在、採捕については承認制となっております。 今回お諮りする内容は、令和８年３月 31 日をもって期間満了を迎える当該委員会指示について、新たに指示を発動しようとするものです。 まず初めに、水産試験場増養殖環境課の池部研究員から、あさりの資源状況について説明させていただきます。資料 14 ページをお願いします。 それでは、お願いします。
池部研究員	天皇洲におけるあさりの現存量調査について説明します。 座って説明させていただきます。 資料の 14 ページをご覧ください。

本調査の目的は、あさりの食害防止のために天皇州に設置した被せ網の下に生息するあさりの現存量の推移等を把握することです。
なお、被せ網の設置状況と設置した年度については、資料 15 ページ一番上の図１に示したとおりです。

次に、調査の方法について説明します。

資料 14 ページのかっこ１から６に詳細を記したとおり、合計 30 枚の被せ網を抽出して、筒状のサンプラーでサンプルを採り、採取されたあさりの数量を引きのばして全体の現存量と漁獲対象となる殻長３㎝以上の現存量を算出しました。

次に、３の結果と考察について説明します。

15 ページの表１に調査結果の詳細を示しました。各エリアの現存量の合計は表の右下にあるように 14.8 トン、そのうち殻長 3cm 以上のあさりは 11.4 トンとなりました。

次に、2019～2025 年度の現存量の推移を 15 ページ下の図２に示しました。

図中で一番上にある白丸で示した合計現存量は 2020 年の 124 トンをピークに減少傾向を示しており、2022 年から 2024 年にかけては 63 トンから 7.5 トンまで減少しました。2025 年度は、前年度の 7.5 トンから 14.8 トンへ増加しました。

次に、16 ページの図３には 2019～2025 年度における被せ網の現存枚数の推移を示しました。地域協議会による被せ網の張り替えにより、正常に機能する被せ網が 2024 年度の約 240 枚から 2025 年度の約 312 枚に増加しました。このことが、あさりの現存量が昨年と比べて増加した原因の一つと考えられますが、2020 年のピーク時には 124 トンのあさりが生息していたことからすると、依然として低水準が続いています。

次に、あさりの密度（kg/㎡）の推移を 16 ページの図４に示しました。密度の平均値は、2020 年度に西１で 10.6kg/㎡となり最も高かったのですが、その後減少し、2023 年度から 2025 年度は約 1.2～1.6kg/㎡と低調で推移しました。

最後に、現存量の減少について考えられる要因を三つ説明します。

資料 14 ページの一番下をご覧ください。

一つ目は、砂による埋没によりあさりの増殖に対して正常に機能する被せ網が減少したことです。

16 ページの図３に示したとおり、2019 年度の設置時に 563 枚だった被せ網が、砂による埋没により、2025 年度には機能していたものが５割程度にまで減少しており、これがあさりの減少の原因の一つと考えられます。

二つ目として、2022 年秋と 2023 年春に二枚貝に対して有毒なヘテロカ

プサ赤潮が発生し、これによるへい死が観察されたことから、赤潮により生息個体数が減少したことが考えられます。

三つ目として、17 ページの図５に、2019?2025 年度の殻長３㎝未満の個体数の推移を示しました。

合計個体数は、2021 年度まで 5 百万以上でしたが、その後、すべてのエリアで減少傾向が続いており、漁場へのあさり稚貝の加入が低調であったと考えられ、このことも現存量が減少した原因と考えられました。

以上で、説明を終わります。

宮澤主幹

それでは、事務局から浦ノ内湾におけるあさりの採捕に係る委員会指示について説明します。

まず、資料１ページをお願いします。こちらは今回発動しようとする委員会指示の案です。指示の内容について簡単に説明します。

まず、１では、浦ノ内湾において次の２で定める制限区域内ではあさりを採捕してはならないことを規定しています。ただし、国の機関又は地方公共団体が、あさりに係る調査又は試験研究を目的として採捕する場合及び高知海区漁業調整委員会から採捕の承認を受けて採捕する場合についてのみ採捕が認められるものとしています。

続いて２には、あさりの採捕に係る制限区域が記載されています。あさりの採捕が制限される区域は２地点ありまして、（１）Ａ区域は天王洲の区域、（２）Ｂ区域は宇佐大橋の南西側の区域となっております。資料３ページに制限区域の概略図をつけておりますので、ご覧ください。図中の、太線で囲われたグレーの範囲が制限区域を示しており、左側がＡ区域で天皇州周辺、右側がＢ区域で宇佐大橋の南西側となっております。Ａ地域は平成 10 年代頃までは、５月の連休には多くの方があさりを求めて潮干狩りに訪れていました。また、Ｂ区域は、あさりの好漁場で漁業者の方が船からジョレンを使用してあさりを漁獲していました。昭和 50 年代後半には年間 2,800 トンものあさりが漁獲されていました。

資料を戻しまして、１ページをお願いします。１ページの３と４には、委員会から採捕の承認を受けた者は、殻長３センチメートル未満のあさりを採捕してはならないこと、あさりを採捕しようとするときは、事前に委員会に届け出た標識を自ら携帯しなければならないことを記載しています。

続いて資料２ページをお願いします。

資料２ページの５には、委員会から採捕の承認を受けたものは、四半期ごとにあさりの採捕に係る報告書を委員会に提出しなければならないことが記載されており、６には委員会はこの指示又は高知県漁業調整規則の規定に違反してあさりを採捕したとき、その他漁業調整上必要があると認

めるときは、採捕の承認を取り消すことができることを記載しています。７は事務の取り扱いについて、８は指示の有効期間について記載されております。

当該委員会指示に係る昨年からの変更点は、冒頭にある当該指示にかかる指示番号と、下線部で示した指示日、告示日および項目８に記載する有効期間です。指示の内容に関しては、前回の指示から変更はありません。続いて、資料の４ページをお願いします。

４ページから 12 ページは浦ノ内湾におけるあさりの採捕の承認に関する事務取扱要領（案）となっております。

事務取扱要領に関しても、指示と同様に前年からのおおむね変更はありませんが、変更する箇所を順に説明いたしますと、まず、４ページの上部にあります委員会指示の発動日と指示番号を変更いたします。そして、５ページの末尾にあります施行日を変更します。変更箇所は以上です。

続いて資料 13 ページをお願いします。13 ページは、高知県漁業協同組合と宇佐地区協議会からの委員会指示発動に係る要望書です。内容は例年どおりで、あさりの資源回復を目的とした取り組みを行うために、委員会指示の発動を要望するものです。

当該委員会指示については、１年ごとに指示の有効性等を検証して、継続、変更、廃止等を検討することとしておりますが、先ほど水産試験場から説明があったとおり、浦ノ内湾におけるあさりの資源量は依然として回復していないことから、来年度も委員会指示を発動して、資源保護の取り組みを継続していくことが必要と考えられます。

続いて、承認の審査についてですが、浦ノ内のあさりについては、かつて多くの県民が潮干狩りを楽しむなど、非常に身近な存在であり、県民の皆様の関心も高い中、平成 24 年以降委員会指示によりその採捕を禁止していることを踏まえ、承認に当たっては、取り組みの実施者等に委員会で説明していただいたうえで、資源への影響や公益上の支障、地域活性化や交流人口の拡大なども複数の観点から委員会で審議、承認の可否について決定していただくこととしております。

事務局からの説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いします。

木下会長　ただ今の事務局説明について、ご意見、ご質問はございませんか。

竹内委員　令和７年度の承認実績を教えてください。

宮澤主幹　件数でよろしいですか。

竹内委員　できるだけ具体的に教えていただければ。

宮澤委員	高知県漁協に対して承認をしていまして１件となっています。 後ほど整理して回答させていただきます。
山下部長	後日、もう少し詳しく資料提供させていただきます。
木下会長	他にございませんか。
木下会長	ご意見もないようでございますので、お諮りいたします。 第２号議案「浦ノ内湾におけるあさりの採捕に係る委員会指示について」は、原案のとおり委員会指示を発動するということで、ご異議ございませんか。 「異議なし」という者あり。
木下会長	ご異議ないようですので、第２号議案は、原案のとおり委員会指示を発動いたします。 これをもちまして、第６回海区漁業調整委員会を閉会といたします。 本日は、委員の皆様、どうもありがとうございました。

本書は、第 23 期第６回高知海区漁業調整委員会の議事録に相違ありません。

議　　長　　木下　清　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

議事録署名委員　　前田　嘉広　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

議事録署名委員　　竹内　眞澄　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

資料１

第２３期第６回高知海区漁業調整委員会

第１号議案

漁業権の変更の免許について（すくも湾漁協　共同漁業権）

7高漁管第880号

高知海区漁業調整委員会　様

令和７年８月19日付け高知県告示第530号で公示された共同漁業権について、すくも湾漁業協同組合から変更申請がありましたので、漁業法第76条第３項で準用する第70条の規定により諮問します。

令和８年１月19日

高知県知事　濵田　省司

告　　示

高知県告示第　号

漁業法（昭和24年法律第267号）第76条第１項の規定により、令和５年９月１日に免許した漁業権のうち、次の１の表に掲げるものの関係地区の変更を令和８年２月１日に次の２のとおり免許した。

令和８年　月　日

高知県知事　濵田　省司

１　変更の免許に係る漁業権の免許番号、漁業権の種類及び漁業権者

漁業権の免許番号	漁業権の種類	漁業権者
共第 1,088 号	共同漁業権（第一種）	すくも湾漁業協同組合
共第 1,093 号	共同漁業権（第一種）	すくも湾漁業協同組合
共第 1,094 号	共同漁業権（第一種）	すくも湾漁業協同組合
共第 1,095 号	共同漁業権（第一種）	すくも湾漁業協同組合
共第 1,096 号	共同漁業権（第一種）	すくも湾漁業協同組合
共第 1,097 号	共同漁業権（第一種）	すくも湾漁業協同組合
共第 2,082 号	共同漁業権（第二種）	すくも湾漁業協同組合
共第 2,087 号	共同漁業権（第二種）	すくも湾漁業協同組合
共第 2,088 号	共同漁業権（第二種）	すくも湾漁業協同組合
共第 2,089 号	共同漁業権（第二種）	すくも湾漁業協同組合

共第 2,090 号	共同漁業権（第二種）	すくも湾漁業協同組合
共第 2,091 号	共同漁業権（第二種）	すくも湾漁業協同組合
共第 2,611 号	共同漁業権（第二種）	すくも湾漁業協同組合
共第 2,612 号	共同漁業権（第二種）	すくも湾漁業協同組合
共第 2,613 号	共同漁業権（第二種）	すくも湾漁業協同組合
共第 2,614 号	共同漁業権（第二種）	すくも湾漁業協同組合
共第 2,615 号	共同漁業権（第二種）	すくも湾漁業協同組合
共第 2,616 号	共同漁業権（第二種）	すくも湾漁業協同組合
共第 3,129 号	共同漁業権（第三種）	すくも湾漁業協同組合
共第 3,130 号	共同漁業権（第三種）	すくも湾漁業協同組合
共第 3,131 号	共同漁業権（第三種）	すくも湾漁業協同組合
共第 3,805 号	共同漁業権（第三種）	すくも湾漁業協同組合
共第 3,806 号	共同漁業権（第三種）	すくも湾漁業協同組合
共第 3,809 号	共同漁業権（第三種）	すくも湾漁業協同組合
共第 3,810 号	共同漁業権（第三種）	すくも湾漁業協同組合

共第 3,811 号	共同漁業権（第三種）	すくも湾漁業協同組合
共第 3,812 号	共同漁業権（第三種）	すくも湾漁業協同組合
共第 3,813 号	共同漁業権（第三種）	すくも湾漁業協同組合
共第 3,814 号	共同漁業権（第三種）	すくも湾漁業協同組合

２　変更の免許をした漁業権の関係地区

（１）　共第1,088号

宿毛市のうち小筑紫町栄喜

幡多郡大月町のうち龍ヶ迫及び芳ノ沢

（２）　共第1,093号

宿毛市のうち沖の島町

（３）　共第1,094号

宿毛市のうち沖の島町

（４）　共第1,095号

宿毛市のうち沖の島町

（５）　共第1,096号

宿毛市のうち沖の島町

（６）　共第1,097号

宿毛市のうち沖の島町

（７）　共第2,082号

宿毛市のうち小筑紫町栄喜

幡多郡大月町のうち龍ヶ迫及び芳ノ沢

（８）　共第2,087号

宿毛市のうち沖の島町

（９）　共第2,088号

宿毛市のうち沖の島町

（10）　共第2,089号

宿毛市のうち沖の島町

（11）　共第2,090号

宿毛市のうち沖の島町

（12）　共第2,091号

宿毛市のうち沖の島町

（13）　共第2,611号

宿毛市のうち小筑紫町栄喜

幡多郡大月町のうち龍ヶ迫及び芳ノ沢

（14）　共第2,612号

宿毛市のうち小筑紫町栄喜

幡多郡大月町のうち龍ヶ迫及び芳ノ沢
(15)　共第2,613号
宿毛市のうち小筑紫町栄喜
幡多郡大月町のうち龍ヶ迫及び芳ノ沢
(16)　共第2,614号
宿毛市のうち小筑紫町栄喜
幡多郡大月町のうち龍ヶ迫及び芳ノ沢
(17)　共第2,615号
宿毛市のうち小筑紫町栄喜
幡多郡大月町のうち龍ヶ迫及び芳ノ沢
(18)　共第2,616号
宿毛市のうち小筑紫町栄喜
幡多郡大月町のうち龍ヶ迫及び芳ノ沢
(19)　共第3,129号
宿毛市のうち沖の島町
(20)　共第3,130号
宿毛市のうち沖の島町
(21)　共第3,131号
宿毛市のうち沖の島町
(22)　共第3,805号
宿毛市のうち小筑紫町栄喜
幡多郡大月町のうち龍ヶ迫及び芳ノ沢
(23)　共第3,806号
宿毛市のうち小筑紫町栄喜
幡多郡大月町のうち龍ヶ迫及び芳ノ沢
(24)　共第3,809号
宿毛市のうち沖の島町
(25)　共第3,810号
宿毛市のうち沖の島町
(26)　共第3,811号
宿毛市のうち沖の島町
(27)　共第3,812号
宿毛市のうち沖の島町
(28)　共第3,813号
宿毛市のうち沖の島町
(29)　共第3,814号
宿毛市のうち沖の島町

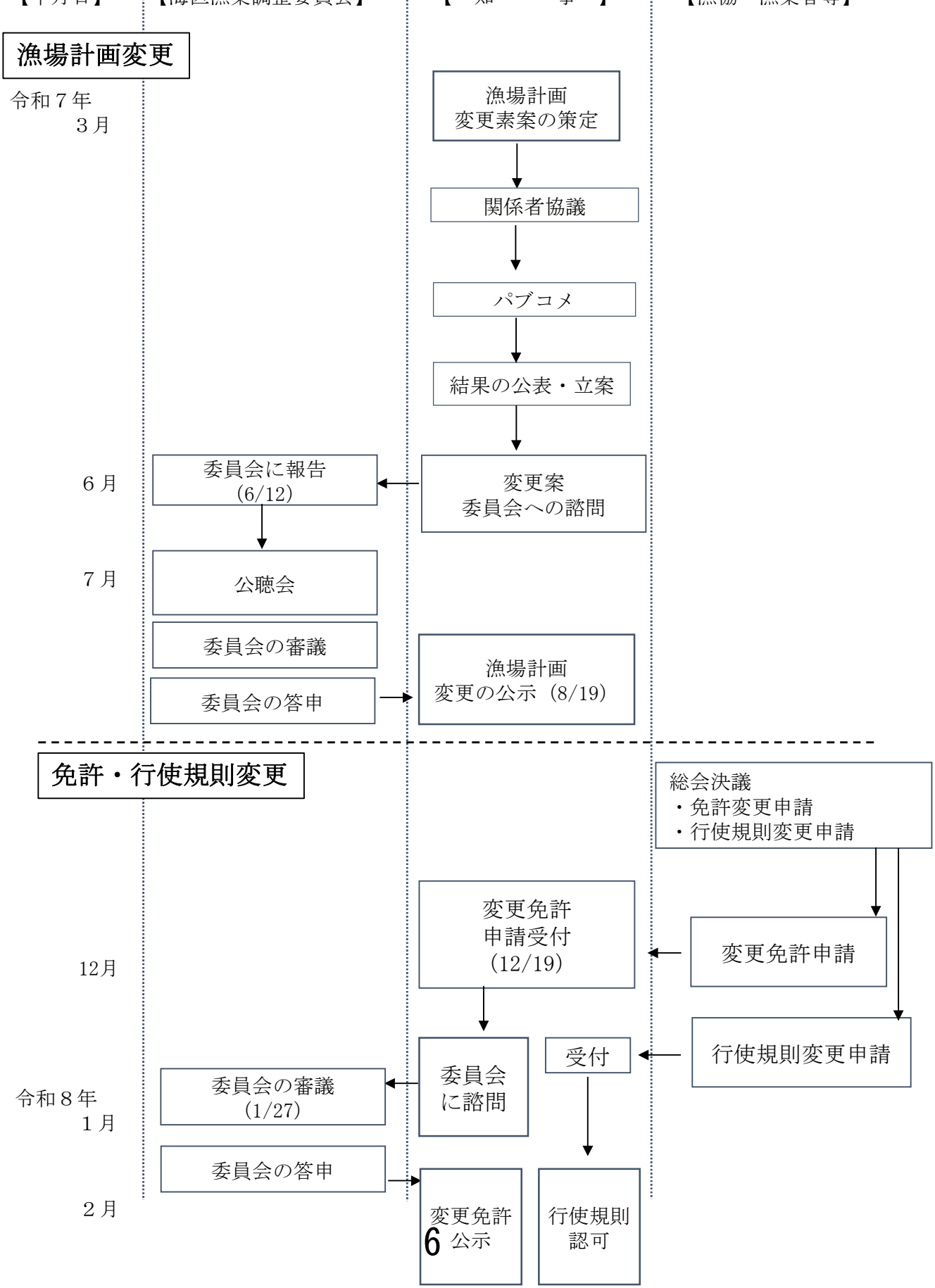
3　変更の免許に係る漁業権の存続期間
令和８年２月１日から令和15年８月31日まで

告　示

○漁業権の一部変更の免許　　（漁業管理課）

漁業権の変更の免許を行うためのフロー

今回の漁業権の変更の免許目的：すくも湾漁協が有する一部の共同漁業権について、
関係地区の漁業者数が減少したことから、関係地区の
範囲を広げ、漁場の有効活用を図ろうとするもの



変更内容

（下線部が変更部分）

漁業種類	免許番号	漁場の位置	漁業の種類	関係地区	
				現行	変更案
第一種共同漁業	共第1,088号	幡多郡大月町芳ノ沢白鼻からさぎがうどの鼻までの地先	いせえび漁業 とこぶし漁業 ふのり漁業 のり漁業	幡多郡大月町のうち龍ヶ迫及び芳ノ沢	宿毛市のうち小筑紫町栄喜 幡多郡大月町のうち龍ヶ迫及び芳ノ沢
	共第1,093号	宿毛市沖の島町小島北端から同市沖の島町弘瀬芦ノ川まで（北回り）の地先	いせえび漁業 とこぶし漁業 さざえ漁業 てんぐさ類漁業 ふのり漁業 のり漁業 とさかのり漁業	宿毛市のうち沖の島町母島	宿毛市のうち沖の島町
	共第1,094号	宿毛市沖の島町小島北端から同市沖の島町弘瀬芦ノ川まで（南回り）の地先	いせえび漁業 とこぶし漁業 さざえ漁業 てんぐさ類漁業 ふのり漁業 のり漁業 とさかのり漁業	宿毛市のうち沖の島町弘瀬	宿毛市のうち沖の島町

7

漁業種類	免許番号	漁場の位置	漁業の種類	関係地区	
				現行	変更案
第一種共同漁業	共第1,095号	宿毛市沖の島町姫島地先	いせえび漁業 とこぶし漁業 さざえ漁業 てんぐさ類漁業 ふのり漁業 のり漁業 とさかのり漁業	宿毛市のうち沖の島町弘瀬	宿毛市のうち沖の島町
	共第1,096号	宿毛市沖の島町姫島、つづら碆、米碆、丸さげ、水島、宿毛碆及びひで碆の地先	いせえび漁業 とこぶし漁業 てんぐさ類漁業 ふのり漁業 のり漁業 とさかのり漁業	宿毛市のうち沖の島町鵜来島	宿毛市のうち沖の島町
	共第1,097号	宿毛市沖の島町鵜来島地先	いせえび漁業 とこぶし漁業 てんぐさ類漁業 ふのり漁業 のり漁業 とさかのり漁業	宿毛市のうち沖の島町鵜来島	宿毛市のうち沖の島町

漁業種類	免許番号	漁場の位置	漁業の種類	関係地区	
				現行	変更案
第二種共同漁業	共第2,082号	幡多郡大月町芳ノ沢白鼻から同町さいぎがうどの鼻までの地先	いせえび磁建網漁業 いそうお磁建網漁業 雑魚ます網漁業 きびなご刺網漁業 かます敷網漁業 はりめ敷網漁業	幡多郡大月町のうち龍ヶ迫及び芳ノ沢	宿毛市のうち小筑紫町栄喜 幡多郡大月町のうち龍ヶ迫及び芳ノ沢
	共第2,087号	宿毛市沖の島町小島北端から同市沖の島町弘瀬芦ノ川まで（北回り）の地先	いせえび磁建網漁業 いそうお磁建網漁業 雑魚ます網漁業 きびなご刺網漁業 とんごろ刺網漁業	宿毛市のうち沖の島町母島	宿毛市のうち沖の島町
	共第2,088号	宿毛市沖の島町小島北端から同市沖の島町弘瀬芦ノ川まで（南回り）の地先	いせえび磁建網漁業 いそうお磁建網漁業 雑魚ます網漁業 きびなご刺網漁業 とんごろ刺網漁業 かます敷網漁業	宿毛市のうち沖の島町弘瀬	宿毛市のうち沖の島町

漁業種類	免許番号	漁場の位置	漁業の種類	関係地区	
				現行	変更案
第二種共同漁業	共第2,089号	宿毛市沖の島町姫島地先	いせえび磯建網漁業 いそうお磯建網漁業 雑魚ます網漁業 きびなご刺網漁業 とんごろ刺網漁業 かます敷網漁業	宿毛市のうち沖の島町弘瀬	宿毛市のうち沖の島町
	共第2,090号	宿毛市沖の島町姫島、つづら碆、米碆、丸さげ、水島、宿毛碆及びひで碆の地先	いせえび磯建網漁業 いそうお磯建網漁業 雑魚ます網漁業 きびなご刺網漁業 とんごろ刺網漁業 かます刺網漁業	宿毛市のうち沖の島町鵜来島	宿毛市のうち沖の島町
	共第2,091号	宿毛市沖の島町鵜来島地先	いせえび磯建網漁業 いそうお磯建網漁業 雑魚ます網漁業 きびなご刺網漁業 とんごろ刺網漁業 かます刺網漁業	宿毛市のうち沖の島町鵜来島	宿毛市のうち沖の島町

10

漁業種類	免許番号	漁場の位置	漁業の種類	関係地区	
				現行	変更案
第二種共同漁業	共第2,611号	幡多郡大月町龍ヶ迫白崎沖	いわし、あじ、さば、その他小型定置漁業	幡多郡大月町のうち龍ヶ迫及び芳ノ沢	宿毛市のうち小筑紫町栄喜 幡多郡大月町のうち龍ヶ迫及び芳ノ沢
	共第2,612号	幡多郡大月町龍ヶ迫巻ノ浦沖	いわし、あじ、さば、その他小型定置漁業	幡多郡大月町のうち龍ヶ迫及び芳ノ沢	宿毛市のうち小筑紫町栄喜 幡多郡大月町のうち龍ヶ迫及び芳ノ沢
	共第2,613号	幡多郡大月町龍ヶ迫黒崎沖	いわし、あじ、さば、その他小型定置漁業	幡多郡大月町のうち龍ヶ迫及び芳ノ沢	宿毛市のうち小筑紫町栄喜 幡多郡大月町のうち龍ヶ迫及び芳ノ沢
	共第2,614号	幡多郡大月町龍ヶ迫長浜沖	いわし、あじ、さば、その他小型定置漁業	幡多郡大月町のうち龍ヶ迫及び芳ノ沢	宿毛市のうち小筑紫町栄喜 幡多郡大月町のうち龍ヶ迫及び芳ノ沢
	共第2,615号	幡多郡大月町龍ヶ迫ひばり小島沖	いわし、あじ、さば、その他小型定置漁業	幡多郡大月町のうち龍ヶ迫及び芳ノ沢	宿毛市のうち小筑紫町栄喜 幡多郡大月町のうち龍ヶ迫及び芳ノ沢
	共第2,616号	幡多郡大月町龍ヶ迫田土沖	いわし、あじ、さば、その他小型定置漁業	幡多郡大月町のうち龍ヶ迫及び芳ノ沢	宿毛市のうち小筑紫町栄喜 幡多郡大月町のうち龍ヶ迫及び芳ノ沢

漁業種類	免許番号	漁場の位置	漁業の種類	関係地区	
				現行	変更案
第三種共同漁業	共第3,129号	宿毛市沖の島町母島二並島沖	ぶり飼付漁業	宿毛市のうち沖の島町母島	宿毛市のうち沖の島町
	共第3,130号	宿毛市沖の島町弘瀬ハゲ沖	ぶり飼付漁業	宿毛市のうち沖の島町弘瀬	宿毛市のうち沖の島町
	共第3,131号	宿毛市沖の島町鵜来島宮ノ鼻沖	ぶり飼付漁業	宿毛市のうち沖の島町鵜来島	宿毛市のうち沖の島町
	共第3,805号	幡多郡大月町芳ノ沢白崎沖	つきいそ漁業	幡多郡大月町のうち龍ヶ迫及び芳ノ沢	宿毛市のうち小筑紫町栄喜 幡多郡大月町のうち龍ヶ迫及び芳ノ沢
	共第3,806号	幡多郡大月町龍ヶ迫長浜沖	つきいそ漁業	幡多郡大月町のうち龍ヶ迫及び芳ノ沢	宿毛市のうち小筑紫町栄喜 幡多郡大月町のうち龍ヶ迫及び芳ノ沢
	共第3,809号	宿毛市沖の島町母島外頭碆沖	つきいそ漁業	宿毛市のうち沖の島町母島	宿毛市のうち沖の島町
	共第3,810号	宿毛市沖の島町母島母島港前	つきいそ漁業	宿毛市のうち沖の島町母島	宿毛市のうち沖の島町

漁業種類	免許番号	漁場の位置	漁業の種類	関係地区	
				現行	変更案
第三種共同漁業	共第3,811号	宿毛市沖の島町小島沖	つきいそ漁業	宿毛市のうち沖の島町弘瀬	宿毛市のうち沖の島町
	共第3,812号	宿毛市沖の島町弘瀬むろ碆沖	つきいそ漁業	宿毛市のうち沖の島町弘瀬	宿毛市のうち沖の島町
	共第3,813号	宿毛市沖の島町鵜来島宮ノ鼻沖	つきいそ漁業	宿毛市のうち沖の島町鵜来島	宿毛市のうち沖の島町
	共第3,814号	宿毛市沖の島町鵜来島こいづき地先	つきいそ漁業	宿毛市のうち沖の島町鵜来島	宿毛市のうち沖の島町

13

共同漁業権の変更に係る関係組合員の同意及び総会の決議の結果（すくも湾漁協）

○書面による同意

・第一種共同漁業権を有する漁協が団体漁業権を変更しようとするときは、総会の決議前にその組合員のうち、当該漁業権の内容たる漁業を営む者であって当該漁業権の関係地区の区域内に住所を有するものの３分の２以上の書面による同意を得なければならない（漁業法第 108 条）。

共同漁業権	旧関係地区	同意の状況	参考（新関係地区）
共第 1,088 号、共第 2,082 号、共第 2,611 号、共第 2,612 号、共第 2,613 号、共第 2,614 号、共第 2,615 号、共第 2,616 号、共第 3,805 号、共第 3,806 号	幡多郡大月町のうち龍ヶ迫及び芳ノ沢	６名中６名	宿毛市のうち小筑紫町栄喜 幡多郡大月町のうち龍ヶ迫及び芳ノ沢
共第 1,093 号、共第 2,087 号、共第 3,129 号、共第 3,809 号、共第 3,810 号	宿毛市のうち沖の島町母島	７名中７名	宿毛市のうち沖の島町
共第 1,094 号、共第 1,095 号、共第 2,088 号、共第 2,089 号、共第 3,130 号、共第 3,811 号、共第 3,812 号	宿毛市のうち沖の島町弘瀬	19 名中 17 名	宿毛市のうち沖の島町
共第 1,096 号、共第 1,097 号、共第 2,090 号、共第 2,091 号、共第 3,131 号、共第 3,813 号、共第 3,814 号	宿毛市のうち沖の島町鵜来島	６名中５名	宿毛市のうち沖の島町

○総会における決議

・漁業権の変更については、水産業協同組合法第 50 条に基づく総会の特別決議が必要とされている。

総会の出席者数と議決事項	特別議決の要件	結果
出席者数（書面を含む）	正組合員の２分の１以上の出席	正組合員 267 名中 257 名出席
共同漁業権の変更	議決権の３分の２以上の多数による議決	257 票中賛成 256 票

漁業権変更に関する漁業法の規定

（海区漁業調整委員会への諮問）
第七十条　前条第一項の申請があつたときは、都道府県知事は、海区漁業調整委員会（内水面漁場管理委員会）の意見を聴かなければならない。

（免許をしない場合）
第七十一条　次の各号のいずれかに該当する場合は、都道府県知事は、漁業の免許をしてはならない。
一　申請者が次条に規定する適格性を有する者でないとき。
二　海区漁場計画又は内水面漁場計画の内容と異なる申請があつたとき。
三　その申請に係る漁業と同種の漁業を内容とする漁業権の不当な集中に至るおそれがあるとき。
四　免許を受けようとする漁場の敷地が他人の所有に属する場合又は水面が他人の占有に係る場合において、その所有者又は占有者の同意がないとき。

（免許についての適格性）
第七十二条　個別漁業権の内容たる漁業の免許について適格性を有する者は、次の各号のいずれにも該当しない者とする。
一　漁業又は労働に関する法令を遵守せず、かつ、引き続き遵守することが見込まれない者であること。
二　暴力団員等であること。
三　法人であつて、その役員又は政令で定める使用人のうちに前二号のいずれかに該当する者があるものであること。
四　暴力団員等がその事業活動を支配する者であること。
２　団体漁業権の内容たる漁業の免許について適格性を有する者は、当該団体漁業権の関係地区の全部又は一部をその地区内に含む漁業協同組合又は漁業協同組合連合会であつて、次の各号に掲げる団体漁業権の種類に応じ、当該各号に定めるものとする。
一　省略
二　団体漁業権（前号に掲げるものを除く。）　その組合員（漁業協同組合連合会の場合には、その会員たる漁業協同組合の組合員）のうち関係地区内に住所を有し一年に九十日以上沿岸漁業（海面における漁業のうち総トン数二十トン以上の動力漁船を使用して行う漁業以外の漁業をいう。以下この条及び第百六条第四項において同じ。）を営む者（河川以外の内水面における漁業を内容とする漁業権にあつては当該内水面において一年に三十日以上漁業を営む者、河川における漁業を内容とする漁業権にあつては当該河川において一年に三十日以上水産動植物の採捕又は養殖をする者。以下この号及び第五項において同じ。）の属する世帯の数が、関係地区内に住所を有し一年に九十日以上沿岸漁業を営む者の属する世帯の数の三分の二以上であるもの
３～８　省略

（漁業権の分割又は変更）

第七十六条　漁業権を分割し、又は変更しようとする者は、都道府県知事に申請して、その免許を受けなければならない。

２　都道府県知事は、海区漁場計画又は内水面漁場計画に適合するものでなければ、前項の免許をしてはならない。

３　第一項の場合においては、第七十条及び第七十一条の規定を準用する。

※団体漁業権：漁業協同組合又は漁業協同組合連合会が免許を受けて、その組合員が行使する漁業権

資料　２

第２３期第６回高知海区漁業調整委員会

第２号議案

浦ノ内湾におけるあさりの採捕に係る委員会指示について

海　区　漁　業　調　整
委　員　会　指　示　（　案　）

高知海区漁業調整委員会指示第　　号

浦ノ内湾におけるあさりの採捕について、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第１項の規定に基づき、令和８年１月　日に、次のとおり指示した。

令和　年　月　日

高知海区漁業調整委員会会長　木下　　清

（採捕の制限）

１　浦ノ内湾において、２に定める制限区域内では、あさりを採捕してはならない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

（１）　国の機関又は地方公共団体（大学等の試験研究機関を含む。以下同じ。）が、あさりに係る調査又は試験研究を目的として採捕する場合（当該国の機関又は地方公共団体から委託、補助その他の関与を受けて採捕する場合を含む。）

（２）　高知海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）から採捕の承認を受けて採捕する場合

（制限区域）

２　あさりの採捕に係る制限区域は、次に掲げるとおりとする。

（１）　Ａ区域（天皇洲の区域）

次の点アから点オまでの各点を順次に直線で結んだ線及び点オと点アとを直線で結んだ線により囲まれた区域

点ア　北緯33度26分15.6秒・東経133度25分26.7秒
点イ　北緯33度26分10.0秒・東経133度25分22.8秒
点ウ　北緯33度26分2.2秒・東経133度25分38.9秒
点エ　北緯33度26分6.5秒・東経133度25分51.9秒
点オ　北緯33度26分13.0秒・東経133度25分47.2秒

（２）　Ｂ区域（宇佐大橋の南西側の区域）

次の点アから点オまでの各点を順次に直線で結んだ線及び点オと点アとを直線で結んだ線により囲まれた区域

点ア　北緯33度26分18.1秒・東経133度26分16.0秒
点イ　北緯33度26分14.2秒・東経133度26分19.0秒
点ウ　北緯33度26分7.9秒・東経133度26分17.2秒
点エ　北緯33度26分6.2秒・東経133度26分10.3秒
点オ　北緯33度26分13.1秒・東経133度26分8.9秒

（殻長の制限）

３　１の（２）の採捕の承認を受けた者は、殻長３センチメートル未満のあさりを採捕してはならない。

（標識の携帯）

４　１の（２）の採捕の承認を受けた者は、あさりを採捕しようとするときは、事前に委員会に届け出た標識を自ら携帯しなければならない。

（報告書の提出）

5　１の（２）の採捕の承認を受けた者は、四半期ごとに、委員会が別に定める様式によるあさりの採捕に係る報告書を委員会に提出しなければならない。

（採捕の承認の取消し）

6　委員会は、この指示又は高知県漁業調整規則（令和２年高知県規則第73号）の規定に違反してあさりを採捕したときその他漁業調整上必要があると認めるときは、１の（２）の採捕の承認を取り消すことができる。

（事務の取扱い）

7　この指示に定めるもののほか、１の（２）の採捕の承認に関する事務の取扱いについては、委員会が別に定めるところによるものとする。

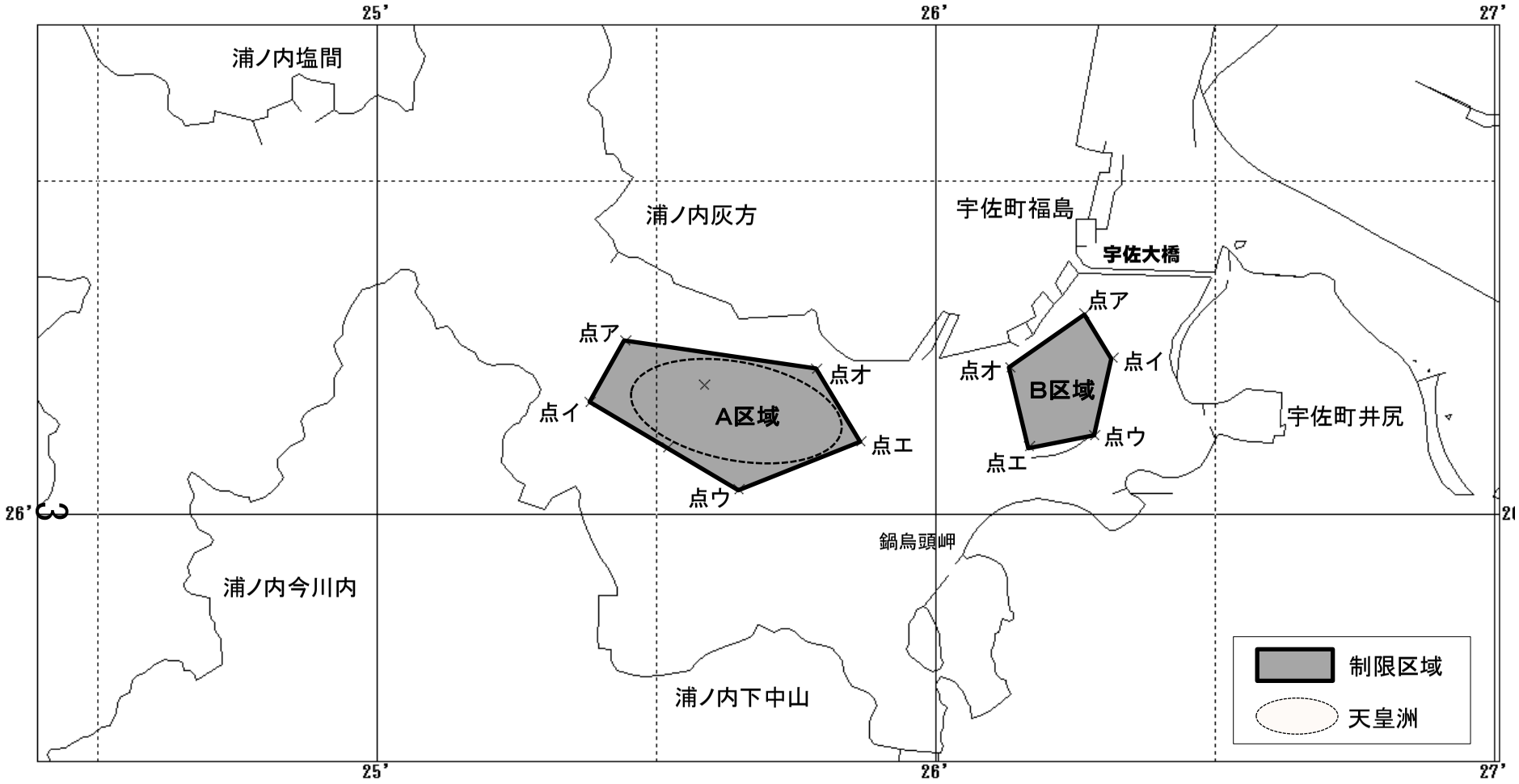
（指示の有効期間）

8　この指示の有効期間は、令和８年４月１日から令和９年３月31日までとする。

高知海区漁業調整委員会指示

○浦ノ内湾におけるあさりの採捕に係る指示

浦ノ内湾におけるあさり採捕に係る高知海区漁業調整委員会指示対象区域図（概略）



A区域

点ア	北緯33度26分15.6秒・東経133度25分26.7秒
点イ	北緯33度26分10.0秒・東経133度25分22.8秒
点ウ	北緯33度26分2.2秒・東経133度25分38.9秒
点エ	北緯33度26分6.5秒・東経133度25分51.9秒
点オ	北緯33度26分13.0秒・東経133度25分47.2秒

B区域

点ア	北緯33度26分18.1秒・東経133度26分16.0秒
点イ	北緯33度26分14.2秒・東経133度26分19.0秒
点ウ	北緯33度26分7.9秒・東経133度26分17.2秒
点エ	北緯33度26分6.2秒・東経133度26分10.3秒
点オ	北緯33度26分13.1秒・東経133度26分8.9秒

浦ノ内湾におけるあさりの採捕の承認に関する事務取扱要領（案）

令和●年●月●日付け高知海区漁業調整委員会指示第●号のあさりの採捕の承認に関する事務取扱要領は、次のとおりとする。

１　承認の対象

あさりの採捕について高知海区漁業調整委員会（以下、「委員会」という）が承認する対象は、次のいずれかのとおりとする。

（1）あさり資源の管理と持続的な利用に寄与する取組であり、高知県産業振興計画に位置付けられていること。

（2）（1）に準ずると認められる取組で、委員会が特に必要と認めた場合。

２　承認の審査

承認にあたっては、あさり資源の管理と持続的な利用に寄与する取組かどうか、資源への影響や公益上の支障の有無、地域活性化や交流人口の拡大などについて委員会で審議したうえで総合的に承認の可否を決定することとする。

３　承認の有効期間

採捕の承認の有効期間は１年以内とする。

４　承認の申請

あさりの採捕の承認を受けようとする者は、別記第１号様式による承認申請書に次に掲げる書類を添えて、委員会に提出しなければならない。

（１）誓約書

（２）事業計画など取組内容の分かる書類

（３）あさり採捕に係る標識の届出書（別記第２号様式）

（４）その他委員会が必要と認めた書類

５　承認証の交付

委員会は、採捕の承認をしたときは、別記第３号様式の承認証を交付する。

６　報告書の提出

委員会の採捕の承認を受けた者は、当該承認に係るあさりの採捕に係る報告書を四半期ごとに別記第４号様式により委員会に提出しなければならない。

７　承認証の書換え交付の申請

採捕の承認を受けた者は、承認証の記載事項に変更を生じたときは、速やか

に別記第５号様式による申請書を提出して、委員会に承認証の書換え交付を申請しなければならない。

８　承認証の再交付の申請

採捕の承認を受けた者は、承認証を亡失し、又は毀損したときは、速やかにその理由を付して別記第６号様式により委員会に再交付を申請しなければならない。

９　承認の条件

（１）あさりを採捕する時間は日の出から日の入までとし、船舶を使用してはならない。

（２）殻長３センチメートル未満のあさりを採捕してはならない。

（３）あさりを採捕する者は、標識を携帯しなければならない。

（附則）

この要領は、令和●年●月●日から施行する。

（第１号様式）

あさりの採捕承認申請書

令和　　年　　月　　日

高知海区漁業調整委員会長　　様

住　所

氏　名

高知海区漁業調整委員会指示　号に基づく、あさりの採捕の承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

１　採捕区域

２　採捕期間

３　採捕数量

４　添付書類

（１）誓約書

（２）事業計画など取組内容の分かる書類

（３）あさり採捕に係る標識の届出書（別記第２号様式）

（４）その他委員会が必要と認めた書類

（第２号様式）

あさりの採捕に係る標識届書

令和　　年　　月　　日

高知海区漁業調整委員会長　　様

住　所

氏　名

あさりの採捕をする場合は、下記の標識を使用するので届け出ます。

記

１　標識の種類（ワッペン、腕章など）

２　標識の概要
（１）材質（ビニール、布等）
（２）色

３　標識の形体図（下記のとおり）

（第３号様式）

高調第　　号

あさり採捕承認証

住　所
氏　名

１　採捕区域

２　採捕期間　　月　　日 から　　月　　日 まで

３　有効期間

令和　　年　　月　　日 から 令和　　年　　月　　日まで

４　条件　　裏面記載のとおり

令和　　年　　月　　日

高知海区漁業調整委員会

会長　木下　清

（第４号様式）

令和　　年　月　日

高知海区漁業調整委員会長　　様

承認番号　　高調第　　号
住　　所

氏　　名

あさりの採捕に係る報告書
（令和　年　月　日から令和　年　月　日まで）

	延べ採捕日数 （日）	延べ採捕人数 （人）	採捕数量 （kg）
月			
月			
月			
合計			

（第５号様式）

あさり採捕承認証書換え交付申請書

令和　　年　　月　　日

高知海区漁業調整委員会長　　様

住　所

氏　名

下記によりあさり採捕承認証の書換え交付を受けたいので、申請します。

記

１　承認番号

２　承認年月日

３　書換えようとする事項

項　目	現在の承認証記載事項	書換えようとする内容

（第６号様式）

あさり採捕承認証再交付申請書

令和　　年　　月　　日

高知海区漁業調整委員会長　　様

住　所

氏　名

あさり採捕承認証を亡失（き損）したので、再交付を申請します。

記

１　承認番号

２　承認年月日

３　船名及び登録番号

４　亡失（き損）の理由

誓 約 書

令和　　年　　月　　日

高知海区漁業調整委員会長　　様

住　所
生年月日　T・S・H　　年　　月　　日
（ふりがな）
氏　　名

今般、あさり採捕の承認を受けるにあたり、下記の事項を誓約いたします。

記

１　承認の条件を遵守し、絶対に違反操業はいたしません。

２　違反操業をした場合は、承認を取消されても異議はありません。

３　高知海区漁業調整委員会が、漁業調整上承認の取り消しが必要と認めた場合、承認を取消されても異議はありません。

３　県の漁業取締員の指示については、これに従います。

４　私は、次の①から④までのいずれにも該当しないことを誓約します。

① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第６号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）

② 申請者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人（操船又は採捕を指揮監督する者をいう。以下同じ。）の中に暴力団員等に該当する者があるもの

③ 暴力団員等によってその事業活動が支配されている者

④ 申請者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人の中に暴力団員等によってその事業活動が支配されている者に該当する者があるもの

令和　7年12月19日

高知県海区漁業調整委員会長　木下 清　様

高知県漁業協同組合　代表理事組合長　　澳本　健也

高知県漁業協同組合　宇佐統括支所　地区委員長　入福　輝男

高知県漁業協同組合　深浦支所　地区委員長　　福本　謙次

宇佐地区協議会　　代表　　柿本　啓輔

あさり資源保護に関する委員会指示についての要望書

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、高知県漁業協同組合と宇佐地区協議会では、天皇洲の周辺におきましてあさりの資源回復を目的とした取組を行っており、この取組により設置した被せ網の下ではあさりが順調に生育しているところです。生育したあさりの適切な管理及びその有効活用のため、令和８年度も引き続き委員会指示による資源管理を要望します。

記

1　保護区域の設定

天皇洲周辺海域におけるあさりの原則採捕禁止

2　採捕禁止の除外対象の承認

高知県漁業協同組合及び宇佐地区協議会が実施する資源保全活動の取組の周知や児童の体験学習を目的とした潮干狩り、また、資源回復の取組によって回復させたあさりの適切な管理及び地域活性化に繋がる資源の有効活用のための採捕の承認

3　殻長制限

承認を受けた場合であっても、殻長３センチメートル未満のあさりの採捕禁止

4　備考

令和８年度は４月当初から保全活動を開始するとともに小学校を対象にした潮干狩り体験等も実施する予定です。つきましては、４月当初からあさりの採捕ができますよう委員会指示の発動や採捕承認事務手続きを進めていただくよう、ご配慮願います。

令和８年１月 27 日
高知県水産試験場

天皇州におけるアサリの現存量調査について

１　目的

アサリの食害防止のために天皇州に設置した被せ網におけるアサリの現存量の推移等を把握する。

２　調査方法

（１）被せ網の敷設エリアを東、西１及び西２の３つに区分し（図 1)、それぞれ 12、16 及び２枚の被せ網を調査対象として抽出

（２）調査対象の被せ網をめくり上げて、砂を内径 108 ㎜の筒状サンプラーで深さ 10cm までの砂を 13 回サンプリング

（３）採取したサンプルからアサリを選り分け、調査対象の網ごとの総重量を測定

（４）アサリの個体別殻長を測定し、殻長から重量へ換算する数式を用いて個体別重量を算出

（５）ドローンで撮影した画像から砂に埋没した被せ網の面積を概算

※砂で埋没した部分でアサリは増殖できないので、埋没面積を除外し現存量を算出する必要がある。

（６）（３）と（５）から総現存量を、さらに（４）から一般的な漁獲対象サイズである殻長３㎝以上の現存量を推定

３　結果と考察

2025 年９月８日及び９日に実施した調査の結果、総現存量は 14.8 トン（2024 年度調査結果 7.5 トン)、うち殻長３㎝以上は 11.4 トン（同 6.5 トン）となり、前年より増加した（表１、図２)。地区協議会による被せ網の張り替えが進んだこともあり、正常に機能する被せ網が 2024 年度の 240 枚から 2025 年度には 312 枚に増加したことが現存量増加の一因と考えられた（表２、図３)。しかし、2020 年の総現存量は 124 トン、2021 年は 113 トンであったことを考慮すると、依然として低水準が続いていると考えられる（図２)。

重量密度（kg/㎡）の平均値は、2020 年度に西１において 10.6kg/㎡と最も高い値を示したが、その後減少し、2023 年度から 2025 年度は 1.2～1.6kg/㎡と低調であった（図４)。

考えられる減少要因は次のとおり

・砂による埋没により、アサリの増殖に対して正常に機能する被せ網が 2021 年以前に比べ大きく減少した（図３、表２)。

・2022 年秋と 2023 年春にはヘテロカプサ赤潮によるへい死が観察された。

・殻長３㎝未満の個体数の合計は、2021 年度まで５百万個体以上であったが、その後、すべてのエリアで減少傾向が続いており、漁場への加入が低調であったと考えられる（図５)。

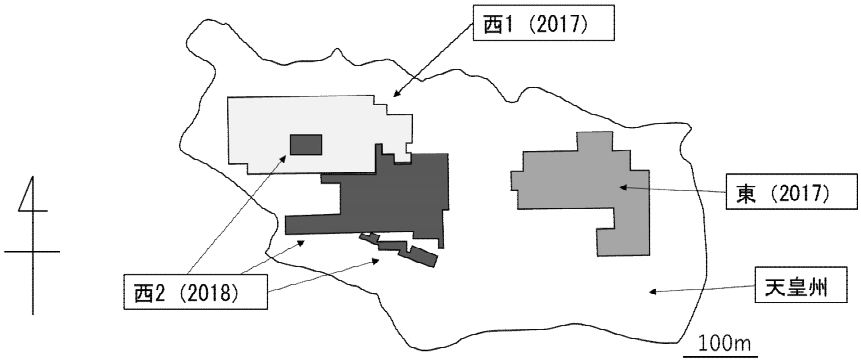


図１　天皇州における各エリア　（）内は設置年度を示す。

表１　令和７年度に実施した天皇州の被せ網におけるアサリ現存量調査結果

エリア	網枚数	1網あたり*		殻長3cm以上の割合		個体数（千個）		重量（トン）	
	現存枚数	個体数（千個）	重量（kg）	個体数	重量	全体	殻長3cm以上	全体	殻長3cm以上
東	109.2	15	62	25%	77%	1.6	0.4	6.8	5.2
西１	126.1	12	32	15%	69%	2.0	0.3	4.0	2.8
西２	77.0	11	52	40%	86%	0.8	0.3	4.0	3.4
合計	312.3	－	－	－	－	4.4	1.0	14.8	11.4

※被せ網１枚の面積は 50 ㎡（５m×10m）

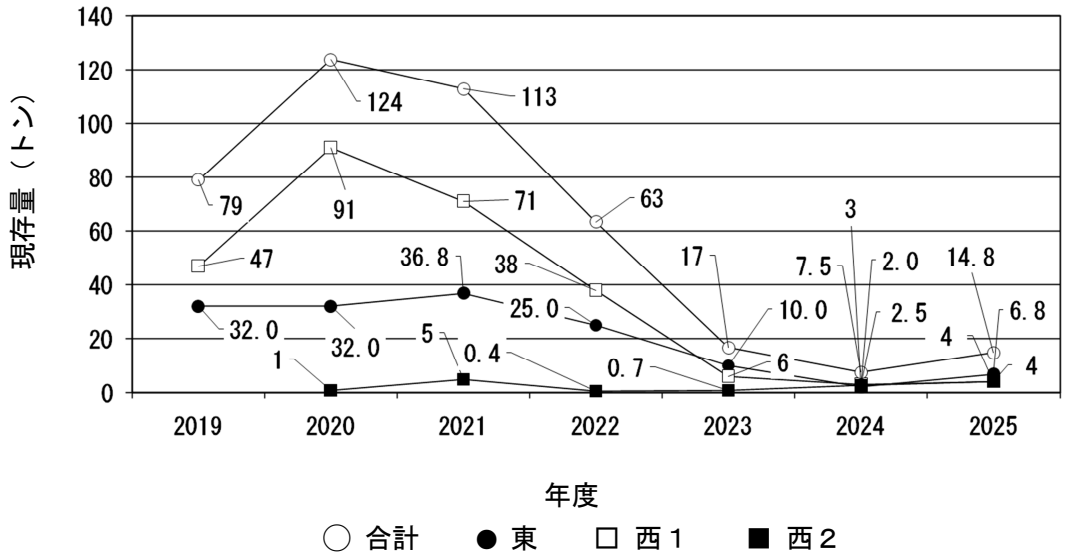


図２　天皇州の被せ網におけるアサリ現存量（トン）の推移

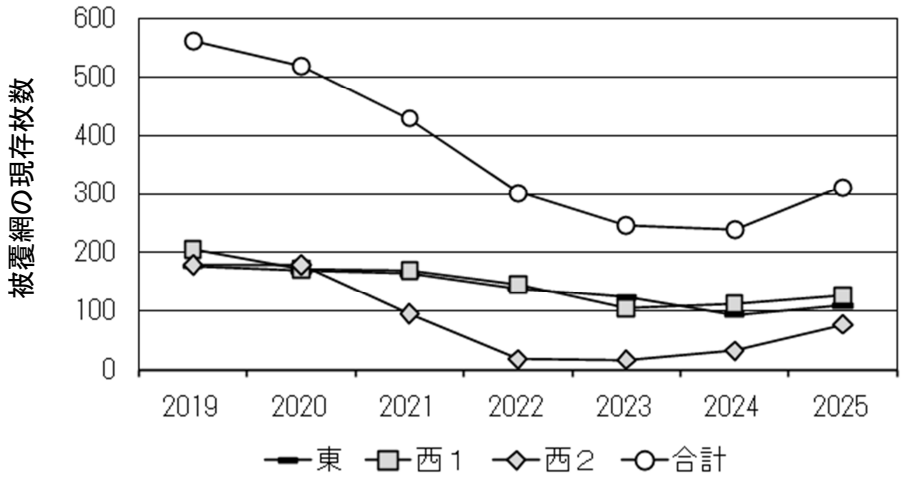


図３　2019～2025 年度の現存枚数の推移

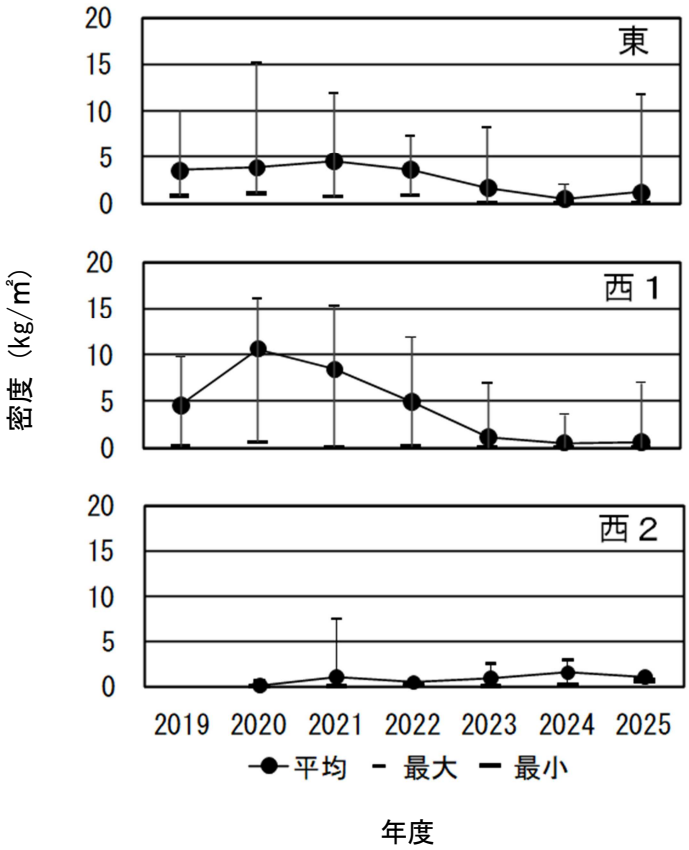


図４　各エリアのアサリ重量密度平均値の推移（kg/㎡）

表２　天皇州における被せ網の現状

エリア	設置枚数	埋没枚数	撤去枚数	現存枚数※
東	177	49.8	18.0	109.2
西１	206	79.9		126.1
西２	180	103.0		77.0
合計	563	―	―	312.3

※　現存枚数　＝　設置枚数　－　埋没枚数　－　撤去枚数

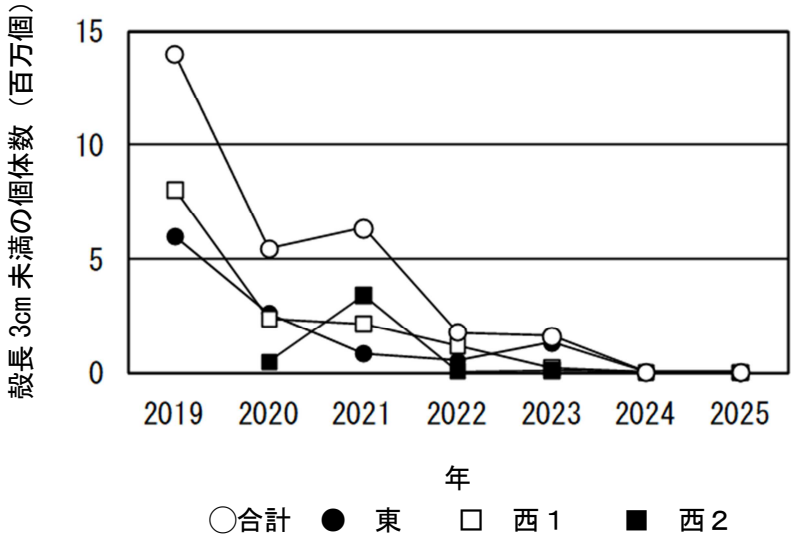


図５　2019～2025 年度の殻長 3cm 未満の個体数の推移